

代理人が申請(請求)・受給をする場合

フリガナ	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所
代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 - 電話 () -
上記の者を代理人と認め、重点支援給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 ※法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。			署名(または記名押印) 世帯主氏名

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(✓)してください。

☐以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯重点支援給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

ア 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。

① イ 世帯の全員が、令和5年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。

(注) 住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。

② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

③ 既に他自治体で7万円(令和5年度非課税世帯対象)支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。

④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

⑦ 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。

⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

☐ 住民税非課税世帯重点支援給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 「申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)」

※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご同封ください。

※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。

※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。

☐ 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できる部分の写し(コピー)をご同封ください。

☐ (「現住所と令和5年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和5年度住民税非課税証明書」の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

別添2-2

様式2号(第6条第1項関係)

市区町村
受付印

支給市区町村(※令和5年6月1日時点の市区町村)

長様

住民税非課税世帯重点支援給付金申請書(請求書)

(申請を必要とする世帯の場合)

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(ふりがな)	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
氏 名	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する住民税非課税証明書を添付してください。
(該当する方全員) ※住民税非課税証明書の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。

No.	(ふりがな) 氏 名	申請者との続柄 性別	個人番号 生年月日	現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる	異なる場合には 令和5年1月1日時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
1		世帯主		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
6				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
7				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
8				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
9				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
10				☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
銀行 農協 信用金庫 信用組合 信連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号	店番号			
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、半角にご記入ください)	通帳番号(右詰めでお書きください)		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	1 0 ※			

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、草津市人とくらしのサポートセンター(077-561-0189)にお問い合わせください。

(裏面も必ずご確認ください)

代理人が申請(請求)・受給をする場合

代理人	フリガナ	世帯主との関係	代理人生年月日	代理人住所	
	代理人氏名				
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 — 電話 () —	
上記の者を代理人と認め、 重点支援給付金の〔申請(請求)・受給〕を委任します。 ※法定代理の場合は、委任方法の選択は 不要です。			世帯主氏名	署名(または記名押印)	

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯重点支援給付金(住民税非課税世帯分)(以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ア 世帯の全員が、令和4年度住民税非課税である。
- イ 世帯の全員が、令和4年度住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に住民税非課税世帯重点支援給付金の支給を受けた世帯または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
- ④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、本市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
- ⑦ 支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、本市が定める期間までに、本市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類 (下記書類を封筒に同封して送付してください。)

- ☐ 住民税非課税世帯重点支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。
- ☐ 『申請・請求者本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※世帯主本人の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご同封ください。
※代理人が申請(請求)受給する場合は、世帯主本人のものに加え、代理人の本人確認書類の写し(コピー)もご同封ください。
※代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料もご同封ください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご同封ください。
- ☐ (「現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)
令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 世帯主氏名

別添3-1

様式第3号（第7条第2項、第4項関係）

年 月 日

様

滋賀県草津市長

住民税非課税世帯重点支援給付金（追加支給分）の支給のお知らせ

草津市では、令和5年度の住民税非課税世帯に対して、令和5年度物価高騰給付金（1世帯あたり7万円）を支給します。

次の金融機関口座に振込みを行いますので、振込先口座の確認をお願いします。

支給方法
 支給口座
 支給額 70,000 円
 支給日

■振込口座に変更がない方：手続きは不要です。

■振込口座の変更を希望される方：手続きが必要です。提出期限

以下の欄に必要事項を記入して、①通帳またはキャッシュカードの写し、②本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等）の写しをこの用紙の裏面に貼付して、下記のあて先まで提出してください。

振込口座を変更される場合は、支給時期が遅れることがあります。

【振込口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右記めでお書きください。)	口座名義 (フリガナ) ※通帳の裏面に合わせてください。
銀行 協 金 庫 協 信 組 信 連 信 連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関番号	店番号	通帳記号 (※所見がある場合は、※欄にて記入ください。)	通帳番号 (右記めでお書きください。)	
ゆうちょ銀行 ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。				
世帯主氏名	記入日	令和 年 月 日	連絡先電話番号	

■給付金を辞退される方：手続きが必要です。提出期限

本給付金の支給を辞退される方は、以下の□にレを入れて必要事項を記入し、本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等）の写しをこの用紙の裏面に貼付して、下記のあて先まで提出してください。期限までに提出がない場合は、支給を希望したものとみなします。

☐ 私の世帯は給付金を受給しません。

世帯主氏名	記入日	令和 年 月 日	連絡先電話番号
-------	-----	----------	---------

【書類提出・お問い合わせ先】 草津市 健康福祉部 人とくらしのサポートセンター（給付金担当）
 〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 TEL:077-561-0189

① 振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

○以下のいずれかに該当する場合は確認書類を添付してください。

- ・表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合
- ・表面の上段の口座番号欄が空欄の場合

② 本人(代理人) 確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し

○以下のいずれかに該当する場合は確認書類を添付してください。

- ・表面の上段に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合
- ・表面の上段の口座番号欄が空欄の場合
- ・代理人が受給(確認)する場合
- ・給付金を受給しない場合

○代理人が世帯主本人と同一の世帯員でない場合は、世帯主本人との関係が分かる資料も添付してください。

(令和6年1月18日揭示済み)

草津市告示第10号

指定管理者の申請内容の変更について

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年草津市条例第2号）第11条第1項の規定により、指定管理者の申請内容の変更を承認したので、同条第3項に基づき告示する。

令和6年1月19日

草津市長 橋 川 渉

1 変更に係る公の施設の名称

「のびっ子」笠縫、「のびっ子」草津、「のびっ子」常盤、「のびっ子」志津南、「のびっ子」大路

2 変更の内容

企業組合労協センター事業団から労働者協同組合労協センター事業団へ組織変更

3 変更の理由

「労働者協同組合法」の施行により、労働者協同組合へ組織変更を行うため

4 変更日

令和6年4月1日

（令和6年1月19日揭示済み）

草津市告示第11号

草津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月22日

草津市長 橋 川 渉

1 期 日 令和6年1月29日

2 場 所 草津市議会議場

3 付議事件

- (1) 令和5年度草津市一般会計補正予算（第6号）
- (2) 指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- (3) 指定管理者の指定につき議決を求めることについて

（令和6年1月22日揭示済み）

草津市告示第12号

地縁による団体について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年1月23日

草津市長 橋 川 渉

記

1 名称

下笠町北出町内会

2 規約に定める目的

下笠町北出町内会は、会員の親睦と相互扶助により、地域社会の発展と住民福祉の増進を図ることを目的とする。

3 区域

草津市下笠町北出町内会会則第3条の2の別表に定める区域とする。

4 主たる事務所

北出町集会所 草津市下笠町1374番地1

5 代表者の氏名および住所

大西 清和 草津市下笠町942番地5

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無ならびに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名および住所）

なし

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名および住所）

なし

8 認可年月日

令和6年1月23日

（令和6年1月23日揭示済み）

草津市告示第13号

草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱を次のとおり制定する。

令和6年1月31日

草津市長 橋 川 渉

草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）に基づき、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して新規就農者育成総合対策経営開始資金（以下「資金」という。）を交付することに関し、滋賀県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付け滋地農第185号滋賀県農政水産部長通知）および草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 資金の交付の対象となる者は、国実施要綱別記2第5の2（1）に定める要件を満たす者とする。

2 資金の交付額および交付期間は、国実施要綱別記2第5の2（2）に定めるとおりとする。

(青年等就農計画等の提出)

第3条 資金の交付を受けようとする者は、国実施要綱別紙様式第2号の青年等就農計画および経営開始資金申請追加資料（以下「青年等就農計画等」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第4条 市長は、前条の規定による提出があった場合は、速やかにその内容を審査し、第2条第1項の要件および交付対象者の考え方（令和4年3月29日付け3経営第3216号農林水産省経営局就農・女性課長通知）を満たし、資金を交付して経営の開始および定着を支援する必要があると認めるときは、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を提出した者に通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 前条の規定により青年等就農計画等の承認を受けた者（以下「交付申請者」という。）は、資金の交付の申請をしようとする場合、草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付申請書（別記様式第1号）に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、市長が別に定める期間ごとに行うものとする。

3 第1項の規定による申請は、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

4 市長は、同条第1項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容が適当であると認めた場合は、資金の交付の決定を行

い、草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付決定通知書（別記様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、前項の通知によってなされたものとみなす。

(資金の請求等)

第7条 交付申請者は、資金の交付を受けようとするときは、草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金請求書（別記様式第3号）により、市長に対して資金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求の内容が適当であると認めたときは、当該請求を行った交付対象者に対して資金を交付するものとする。

(交付の停止および返還)

第8条 市長は、国実施要綱別記2第5の2（3）に規定する事項のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止する。

2 資金の交付を受けた者（以下「資金受給者」という。）は、国実施要綱別記2第5の2（4）に規定する事項に該当する場合は、資金の全部または一部を返還しなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(就農状況報告等)

第9条 資金受給者は、国実施要綱別記2第6の2（6）アの規定により、就農状況を市長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

別記

様式第1号(第5条第1項関係)

草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

住所

氏名

印

草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付要綱第5条第1項の規定に基づき経営開始資金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額を記載※2	(ア)		円
今年の交付金額※3 (150万円)	(イ)		円
今回の交付申請額			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度)失業手当)等) ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成(農業法人等として)、経営継承・発展支援事業による助成		☐ 受けているまたは受けたことがある ☐ 受けていないまたは受けたことがない	

※1 本人のほか、同居人または生計を一にする別居の配偶者、子および父母を世帯とする所得が60万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除いた額とする。

※3 夫婦で受給している場合は、この額の1.5倍の額を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 連合会 農林中金				店・所		出張所		
	金融機関コード								
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号				
	郵便局	記号			(当座)番号				
口座名義人		(ふりがな)氏名							

添付書類

前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、課税(所得)証明書、前年分の課税(所得)証明書発行以前に交付申請を行う場合は、税務署等が受理した所得税の確定申告書の写し等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費保護の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事業の根拠書類を添付する。

様式第2号(第6条第1項関係)

番 号
年 月 日

草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金交付決定通知書

様

草津市長

年 月 日付けで申請のあった草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金について、次のとおり決定したので通知します。

記

交付決定額 円

様式第3号(第7条第1項関係)

草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金請求書

年 月 日

草津市長 宛

住所
氏名 印

年 月 日付け 号で交付決定の通知があった草津市新規就農者育成総合対策経営開始資金を下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円

(振込先)

金融機関名	
店舗番号	
貯金種類	
口座番号	
口座名義	

(令和6年1月31日揭示済み)

草津市告示第15号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年2月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税・普通徴収督促状 14件
- (2) 軽自動車税（種別割）督促状 1件
- (3) 国民健康保険税督促状 42件
- (4) 市県民税特別徴収督促状 6件
- (5) 充当金額の内訳通知書 2件

計65件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和6年2月8日に送達があったものとみなす。